

令和6年度（2024年度）熊本県高校生留学支援金 留学生募集要項（案）

海外の高等学校等に留学する県内の高校生に対し、県が支援金を交付することにより、国際的な視野をもち、将来の熊本の発展を支える人材の育成を目指します。

1 交付制度の概要

交付対象期間	令和6年（2024年）4月1日（月）から令和8年（2026年）3月31日（火）の出国
交付対象者 (①から⑥を全て満たす者)	① 熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に、留学期間中、在籍している者（通信制課程の県外在住者を除く。） ② 海外の正規の後期中等教育機関（日本の高等学校に相当するものに限る。以下「海外の高校」という。）に原則として1年間留学する者 ③ 交付対象期間に日本国を出国する留学を行う者 ④ 在籍している高等学校等の校長から推薦を受けた者 ⑤ 前年度の学年における全体の評定平均値が4.0（8.0）以上、かつ、外国語1科目及び任意の得意分野1科目の計2科目の評定平均値が4.5（9.0）以上である者（括弧内は10段階評価の場合） ⑥ 過去に熊本県高校生留学支援金の交付を受けていない者 ただし、過去に支援金の交付を受けた者で、自然災害等本人の責めに帰さない事由により留学が中止となった者は交付対象者とする。
交付対象経費 (特段の事情がある場合を除き、交付決定後に支出されるものに限る)	① 国際航空運賃（1往復分） ② 自宅から出国する国際空港まで及び受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分） ③ 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続に要する諸費用 ④ 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）の取得手続に要する諸費用 ⑤ 海外の高校に納付する授業料等 ⑥ 海外傷害保険料 ⑦ 寮費、ホストファミリーに支払う費用 ⑧ 地方公共団体、高等学校等及び高校生の留学・交流を扱う民間団体等（以下「団体等」という。）が主催する海外派遣プログラムに参加して留学する場合における、①～⑦の一部又は全部を含むプログラム参加費。ただし、留学が決定する前に生じる費用（海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用、受験料等をいう。）は対象外とする。

留学支援金の額	次の①、②のいずれか少ない額。 ①基準額 50 万円 ②交付対象経費の実支出額から団体等からの奨学金等を引いた額（千円未満切り捨て） ※ 過去に支援金の交付を受けている場合は、基準額から過去に交付された額を差し引いた額と②のいずれか少ない額。
交付人数	9 人程度

2 応募書類（在籍校の校長を通じて、以下の①～⑧の書類を提出すること。）

① 交付申請書（交付要項別記第 1 号様式）
② 留学計画書（交付要項別記第 1 号の 2 様式）
③ 在籍校の校長による推薦書（交付要項別記第 1 号の 3 様式） ※発行者により厳封したもの
④ 本要項に定める交付対象者の成績要件が確認できる成績証明書 ※発行者により厳封したもの
⑤ 在籍校に提出した留学願の写し及び発行された留学許可書の写し
⑥ 海外高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し
⑦ 作文等（交付要項別記第 1 号の 4 様式） ○作文【テーマ】「留学を志望する理由及び留学を通して学びたいこと」 【字数等】日本語 800 字程度（パソコン等使用可） ※ 志望理由、留学先で学びたい（経験したい）こと、留学で得た経験を今後どのように活かそうと考えているのか等を記載。 ○自己 P R、特別活動及び受賞歴等
⑧ 実用英語技能検定等の英語能力の証明書の写し（提出可能な者のみ） ※加点対象となるのは、「大学入試英語成績提供システム参加予定の資格・検定試験と C E F R との対照表」（文部科学省作成「各資格・検定試験と C E F R との対照表（平成 30 年 3 月）」より令和元年 8 月作成）に記載のある各試験とする。

※⑤及び⑥について、応募時に提出できない場合は、当該書類を取得次第、速やかに提出すること。

3 応募期限及び提出先

提出期限	令和6年（2024年）9月30日（金）必着
提出先	私立の高等学校等の生徒 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画・宗教班 電話096-333-2062 FAX096-384-6552 県立の高等学校等の生徒 〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県教育庁市町村教育局義務教育課 英語・日本語教育推進室 電話096-333-2705 FAX096-385-6718

4 選考及び支援金の交付決定

選考	提出書類（推薦書、成績証明書、作文等、英語能力の証明書）により行う。
支援金の交付決定 （選考結果通知）	令和6年（2024年）10月下旬頃、在籍校の校長を通じて行う。

5 交付決定後から支援金交付までに申請者が行う手続

※以下の手続は、申請者本人が本要項3の提出先へ直接行うこと。

変更申請	留学計画の主要部分（留学内容及び交付決定額）の変更の場合は、変更申請（交付要項別記第3号様式）を行うこと。	
実績報告	留学費用の支払が完了したら、実績報告を行うこと。	
	提出書類	①実績報告書（交付要項別記第5号様式） ②支出報告書（交付要項別記第5号様式の2）及びその根拠資料（交付要項第3条第1項の各号の支払額や第4条第2項の団体等から給付された奨学金等の額がわかる領収書等の写し） ※ 民間団体等が主催する海外派遣プログラムに参加して留学した場合は、団体等へ支払った参加費の内訳額がわかる資料も添付すること。 ■次の書類が未提出の場合 ③在籍校に提出した留学願の写し及び発行された留学許可書の写し ④海外の高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し
	提出期限	申請分の支払が完了した日から起算して30日を経過した日（当該経過した日が第6条第1項に掲げる交付決定日より早い日であるときにはあつては、交付決定日から起算して30日を経過した日）又は令和7年（2025年）3月7日（金）のいずれか早い日
支援金の請求	実績報告後に送付される支援金交付確定通知書の受領後、支援金の請求（交付要項別記第7号様式）を行うこと。	

6 留学修了時の報告

支援金の交付を受けた者は、留学が修了した日から起算して30日以内に留学修了報告書を、在籍校の校長を通じて、本要項3の提出先へ提出すること。（交付要項別記第8号様式）

7 相談窓口（県立・私立高等学校等に関わらず）

熊本県総務部総務私学局私学振興課 企画・宗教班
 電話096-333-2062 FAX096-384-6552
 午前8時30分から午後5時（平日のみ）

交付手続き（全体の流れ）（様式は交付要項における各様式を示す）

	申請者（生徒）	県
応募 （令和6年（2024年）9月30日まで）	①交付申請書（別記第1号様式） ②留学計画書（別記第1号の2様式） ③推薦書（別記第1号の3様式）※厳封 ④成績証明書※厳封 ⑤留学願及び留学許可書の写し ⑥海外の高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し ⑦作文等（別記第1号の4様式） ⑧英語能力の証明書（提出可能な者）	学校を通じて提出
選考・結果通知 （9月中旬頃）	学校を通じて連絡	交付決定通知書（別記第2号様式） 不交付決定通知書（別記第2号の2様式）
実績報告 （支払完了日から起算して30日を経過した日（当該経過した日が第6条第1項に掲げる交付決定日より早い日であるときには、交付決定日から起算して30日を経過した日）又は令和7年（2025年）3月7日のうち早い日）	①実績報告書（別記第5号様式） ②支出報告書（別記第5号の2様式）及びその根拠資料（領収書等の写し） ■次の書類が未提出の場合 ③留学願及び留学許可書の写し ④海外の高校へ留学が許可されたことを証明する資料の写し	県に直接
支援金額の確定 （実績報告から1～2週間後）	申請者へ連絡	交付確定通知書（別記第6号様式）
支援金の請求	支援金請求書（別記第7号様式）	県に直接
支援金の給付 （請求から1～2週間後）	申請者へ連絡	支援金の給付
留学修了報告書の提出 （留学修了後30日以内）	①留学修了報告書（別記第8号様式） ②感想文（様式自由）	学校を通じて提出